

平成29年度印西市公共下水道事業運営審議会
第1回審議会議事録要約

日 時 平成29年5月17日（水） 午後2時から
場 所 印西市役所会議棟2階201会議室
委 員 篠田 義和、五十嵐 新一、加藤 徹、本澤 規儀、横土 俊之、
長谷川 美佐子、松田 浩太郎
事務局 坂巻下水道課長、今関主査、亀山主事補

進行： 本日は、お忙しい中、平成29年度第1回印西市公共下水道事業運営審議会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

前回に引き続き、本日の進行を務めさせていただきます、下水道課の坂巻と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

また、本年度より、新たに、印旛沼下水道事務所長であられます本澤様、
また、本日はご欠席されておりますが、手賀沼下水道事務所長であられま
よこど
す横土様にご参加頂くこととなりましたので、宜しく願い申し上げます。

議事に入ります前に、今回の会議録署名委員を決めたいと思いますが、篠田会長と加藤委員にお願いしたいと思いますが如何でしょうか。

（異議なし）

それでは、本日の議題を会長にお願いしたいと思います。
篠田会長、お願いします。

会長：ここからは私が務めさせていただきます。

宜しく願いいたします。

本日の議題ですが、印西市下水道事業における地方公営企業法の適用範囲と時期について、ということですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：はい、それでは説明させていただきます。

耳慣れない言葉も出てくるとはと思いますが、気軽にリラックスして聞いてもらえればと思います。

お配りした資料は、総務省が担当者向けに作成した資料の一部なのですが、上手く内容がまとめられていると思いましたが、今回の審議会に使用させていただきました。

早速、内容を見ていきたいと思います。

まずは、法適用に関する基礎知識について説明していきたいと思います。法適用に係る事務にとりかかる前に、法適用に対する理解を深めていきましょう。

地方公営企業法は、すべての公営企業に一律に適用されるわけではありません。

具体的には、簡易水道事業を除く水道事業等7事業については、法の全部の規定が適用され、病院事業については財務規定等のみが当然に適用されます。

これらを、当然適用事業と言います。

まず公営企業とは、役所が経営する企業です。

役所は税金をいただいて住民サービスをしていくのが一般的で、受益者が限られているサービスを、料金をいただいて行っていくのが公営企業です。

地方公営企業法とは、公営企業を営むうえで、特別に作られた法律です。

その他の事業については、条例により任意に法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができます。

これを任意適用事業といい、交通（船舶）、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、公共下水道、その他下水道などがあります。

公共下水道、こちらが今回自主的に適用するということになっています。

現在、法の規定を適用していない事業について、条例により任意に法を適用することを法適用と呼んでいます。

そして、法の全部の規定を適用することを全部適用、財務規定等のみを適用することを一部適用（財務適用）と呼んでいます。

法適用の結果、会計処理の方式が大きく変わります。

従来の官公庁会計（単式簿記）から公営企業会計（複式簿記）に移行することになります。

官公庁会計とは歳入・歳出でお金の流れを表したものとなります。

なぜ法適用が必要なのかといいますと、施設の老朽化、人口減少による公営企業の経営状況が悪化する中で、各公営企業は自らの経営状況を把握し、経営基盤を強化し、財政マネジメントしていくことが求められています。

日本は急速にインフラ整備を進めて発展してきました。

しかし、インフラ整備から半世紀経った今、老朽化したものが急増し、これはまずいということで、全国の自治体に自身の管理するインフラ環境を調査するように国が求めています。

下水道も例外ではなく、今後10年20年経ちますと、施設の破損が危惧されます。

自分たちの持っている施設を適切に管理し、どの時期にどれだけの強度で建設したのか、これを今後の改修計画のために把握する必要があります。

そのためには、下水道事業は公営企業会計を導入するのが1番良いという結論にいたりました。

こういった話は何年も前からありましたが、ここにきて一気に話が進むようになりまして、公営企業会計の適用ということになりました。

自らの経営状況の把握をするために、法適用により公営企業会計に移行することが、必要になりました。

また、類似する公営企業との比較も容易になり、さらに健全化が進むことが期待されます。

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理など、経営の自由度が向上し、住民ニーズへの迅速な対応やサービスの向上にもつながります。

官公庁会計では、予算範囲内でしか事業ができません。

ところが、公営企業会計では、仮に予算がなかったとしても、銀行からお金を借りる等の資金調達をして、事業を行うといった多角的な経営ができます。

特に移行することが必要な事業は、資産の規模が大きく、住民の生活に密着したサービスを提供する下水道事業及び簡易水道事業です。

人口3万人以上の自治体は、平成31年までの集中取組期間内に移行することが必要です。

3万人未満の自治体でも集中取組期間内にできる限り移行する必要があります。

移行に要する経費は、集中取組期間の間は、国が公営企業債の対象とする措置を講じ、下水道事業につきましては、元利償還金に対する普通交付税措置を講じることで賄います。

では公営企業会計において作成する書類について説明します。

公営企業会計において作成する書類には、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書などがあります。

はじめに、貸借対照表について説明します。

貸借対照表は、一定の時点において当該事業が保有するすべての財産を総括的に表示したものです。

貸借対照表により、当該事業の資産・負債の状況を知ることができます。つまり、今の事業の懐事情が分かるということです。

官庁会計では、1年間の金の出と入りしか表せないのですが、この貸借対照表を使えば、これから出ていくお金や貯金の中身がわかるようになります。

次に損益計算書ですが、損益計算書は一事業年度における収入と支出を表示したものです。

損益計算書により当該事業がどのような経営活動によって、どれだけの経営成績を上げたかを知ることができます。

次にキャッシュ・フロー計算書ですが、これは一事業年度における資金収支の状況を、一定の活動区分別に表示したものです。

これにより、一事業年度における現金の流れを知ることができます。

このなかに減価償却費というものがありますが、これはモノの価値が減った分を表しております。

モノというのは古くなればなるほど、価値が減っていきます。

車で例えると、新車は5年後には買った時の半分の価値になります。

この減った分が減価償却費ということです。

この減価償却費により、今持っている資産の価値がわかります。

これら3種類の書類が、企業会計に必要な書類となります。

このへんで、企業会計について大体の説明をさせていただきましたけど、いかがでしょうか？

会長（議長）：事務局から企業会計の知識を説明していただきましたが、なにかご質問はありますか？

事務局：下水道会計は今後、企業会計を採用しまして、減価償却費を計上していきます。

そして、内部留保金や余剰金を計上していき、下水道の改修などに充てていきます。

自分たちの施設の状況を知り、今後の改修に備えて内部留保金を貯め、取り崩して改修に充てていくために企業会計を導入しなさいと、国は示しております。

現時点で、下水道会計は約7億円の基金（貯金）がありますが、ポンプ場や下水管が破損するなど大規模な改修には資金が不足すると思われるま

す。

この企業会計を取り入れて資産状況を整理すると、かなりの赤字になります。

現在は、毎年予算をもらい、その範囲内で使い、1億円余りましたって感じで、その余剰金を積み立てていますが、それで7億円という額は決して多いとは言えません。

ですので今後、企業会計を導入し、保有資産が明らかになりますと、下水道使用料を上げざるを得ない、ということになるかもしれません。

委員：企業会計という良いものを取り入れていこうと聞き、我々市民にも当然良いものだと思いましたが、逆なのですか？

事務局：はっきりとは言えませんが、可能性としてはあります。

委員：実際に再構築する際に、自前のお金ではできなくても、東京都ももらっていると思うのですが、国からの補助金とかないのですか。

事務局：新規で作る際には借金などはします。

しかし、印西市は下水道を新規に作るころは、なくなってきました。

委員：でも50年後には風化するから改修しないといけないのですよね？

事務局：そうですね、維持管理ということで、やっていかないとはいけません。つまり新規ということでお金を補助してもらうことはできません。

委員：でも、50年経てば資産価値0円でなくなってしまうわけだから、それを改修して資産価値を戻すということは、新規構築と同じですよ。

そうであれば、国の補助がなければやっていけないじゃないですか。

事務局：はい、おっしゃる通りです。

ただ、使用料が必ず上がるとは限りません。

現在、業者と契約して、印西市の下水道の資産価値を計算してもらっています。

それで、どれだけ減価償却されているのか、そして今後どのぐらいの頻度で、どのような工事が必要なのかを調査しております。

その調査結果で、どれだけ一般会計から繰り入れをすればよいか、どれだけ交付金を要求していくか、を考えバランスを見ていくために、公営企業会計を導入していこうというわけです。

今、国は長寿命化をしていこうということで、いっぺんにやると大変なので、危険箇所を見定めてそこから順番に改修していくべきだと示しています。

今の単式簿記の官公庁会計だと、一年間の予算をもらい、使っていくことだけが目的なので、それができません。

しかし、これからはそうはいきません。

自分たちの財政状況を自分たちで把握し、それを経営に結び付けていく。これが企業会計導入の目的です。

委員：使用料が上がるとなると、議会でも激しい追及があると思うので、しっかりとした裏付けも必要となり、大変だと思います。

事務局：なので、一刻も早く自分たちの資産を把握するということが必要になってきます。

会長（議長）：他に何かありますか？

委員：下水道事業っていうのは、雨水も含まれるのですか？

事務局：はい、そうです。

ただ、雨水は空から降ってくるので、誰の責任でもないのが一般会計の負担です。

汚水の方は、各家庭の生活排水が流れますので、受益者負担ということで使用料をいただいています。

委員：印西でもはずれの方では、下水道は通っていないですね。

事務局：はい、原則市街化区域しか通っていません。

市街化調整区域のほうは合併浄化槽で対応していただいております。

委員：これらも整備したら大変ですね。

事務局：市街化調整区域は今後、下水道を整備するという予定はございません。

委員：そうですか。

事務局：NTの方はURが整備します。

委員：今後、市街化区域が広がるということはないですか？

事務局：今のところ、下水道の整備区域の整備は済んでおります。

ですので、印西市は敷設する時代から維持管理する時代へと移行しております。

委員：なるほど、もう終わっているのですね。

事務局：下水道は基本的に人口密集地帯でないと効率が悪くなってしまうので、それ以外に関しては合併浄化槽で対応していただいております。

会長（議長）：よろしいでしょうか？

委員：はい。

会長（議長）他に何か質問はありますか？

では続きの説明をよろしくお願いします。

事務局：はい。

ではまた引き続き説明させていただきます。

今度は、法適化のメリットについて説明させていただきます。

まず、経営状況の明確化と説明責任の向上です。

財務諸表を作成することで、官公庁会計では見えなかった黒字か赤字かといった経営状況が見え、どれぐらい資産を持っていて、どれぐらい借金があるかが、すぐにわかります。

また、企業会計のルールに則って情報が整理されるため、他都市との経営比較が容易になります。

これらの情報を公開することで、説明責任を果たすことができます。

次に、使用料の適正化です。

使用料収益に対する費用を明確化することができますので、事業年度毎に発生する費用と使用料収益のバランスが適正であるかを、市民に分かりやすく説明することができます。

経営状況の透明性が高まることから、職員のコスト意識も高まります。最後に、消費税の節税効果です。特別会計では固定資産を取得した際に、消費税がかかりますが、公営企業会計で取得した際は課税対象外となります。

ここまで見ていただけたら、法適用のメリットがお分かりいただけたかと思います。

そして、ここからが本日の本題であります。法適用にも2つのやり方がありまして、全部適用か一部適用どちらの範囲で法適用していくかを各自治体は選択しなければいけません。

前回の会議で比較表の要望があったので、今回作成してまいりました。お手元の資料をご覧ください。

それぞれの適用範囲のメリット・デメリットを簡単に羅列してみました。

2つの適用範囲について、共通するのは公営企業会計の導入により、黒字・赤字が顕在化し、経営判断に資することができるということです。

全部適用の2番目のメリットは、上下水道窓口の一本化により住民サービスの向上が図れるということです。

特に、今は水道課が離れた建物にありまして、住民の皆さんにご不便な思いをさせている状況です。

これが上下水道一本になれば、いっしょにできますので、住民サービスの向上を図れるものだと思います。

3番目のメリットは、災害時において、緊急体制の強化が図れるということです。

どうしても職員が少ないと対応に限界が来てしまいます。

これが上下水道一本になり、10人から15人になれば、対応に幅ができるというメリットがあります。

また、すでに公営企業会計を導入している水道事業とともに業務を行えば、そのノウハウを活かし、スムーズなスタートにつなげることができます。

一部適用の2番目のメリットは、財務規定のみの適用であっても企業会計方式となるので、安定した経営の持続を行うための取り組みを行うことができるので、法適化という目的を果たすことができます。

3番目のメリットは、全部適用に比べて、移行までの手間が少ないということです。

特に大都市は一部適用というところが多いです。千葉市、船橋市、柏市、松戸市、これらの市は全て一部適用です。

人口30万を超えると事務作業量が膨大になってきてしまいます。それ

を全部適用となると現実的にはできないので、一部適用にせざるを得ないということです。

全部適用のデメリットは、先ほど言った通り事務作業量が多いということです。

一部適用のデメリットは、いずれは全部適用せざるを得ないのか、ということです。

というのは、必ずしもそうだというわけではないからです。

千葉市については20年以上前から一部適用のままなので、デメリットなのかということを考える必要はないかと思います。

以上になります。

会長（議長）：今、それぞれの適用範囲内のメリット・デメリットを話していただきましたけど、なにかご質問などがありますか？

委員：上下水道課の窓口の一本化についてお聞きしたいと思います。

窓口が一本化すれば、今は上水下水別々で来ている検針表も1つになるのですか？

事務局：その通りです。

しかし、県上水がやっているエリアについては、別々なのですが、こちらについても、今、徴収一元化をしようというのが県からきておりまして、まだ細々とした部分は決まっておりますが、一部の市は年明けから始めようとしています。

印西市にもメリットがありそうなら、やっていこうと考えております。

委員：あともう1つ。

上下水道1本になれば、工事も共同発注でコストダウンにつながりますか？

事務局：その可能性はあります。

委員：下水道課のみなさんは、ただでさえ少ない人員でやっているのに、全部適用にすると、事務作業量が膨大とわかっているのを、やっていくことは可能なのでしょうか？

事務局：期限が32年4月開始なので、適用年度を期限ぎりぎりに持っていくこ

とで解決しようというのが現段階の方針です。

特に水道課は、管理職含めて6人でやっているのです、水道課が一緒になりたがっています。

委員：それでも少なすぎると思うのですが。

もうちょっと人員を増やした方がいいと思います。

事務局：今年度（平成29年度）から1名増となりました。

委員：職員1人1人の負担が増えていきますけど、その辺はどのような配慮をしていくのですか？

事務局：今でも、下水道課も水道課も人員要望を出しているのですが、なかなか聞いてもらえない現状でございます。

会長（議長）：事務局が説明したとおり、1年以内に移行しなければならないというのであれば大変ですが、まだ期間があるので、後から考えていく感じでいいのではないのでしょうか？

事務局：一応、資産調査などは業者に委託しております。

委員：そうじゃないと大変ですよ。

会長（議長）：よろしいでしょうか？

他に何かありませんかね。

事務局：では、最後の説明に移らせていただきたいと思います。

実はこの法適化の話は一昨年前から議論しておりまして、27年度に各課の主任レベルで議論したところ、その時は一部適用を採用し、法適用後に水道事業の状況を勘案しつつ、段階的に全部適用に移行することが望ましいとのことでした。

まず、目的を果たすだけならば一部適用でも十分果たせるということでした。

人口減少で全国的に水道事業が合併しているというのに、全部適用して上下水道を統合しても、将来、印西市の水道事業が他の水道事業に組み込まれた際には、統合した意味がなくなってしまう。

だから、今大変な思いして統合してもしようがないということでした。
その後、必要であれば、その時に全部適用すればいいので、まずは法適化という目的を果たすのが先決だということでした。

それが27年度の話でした。

ところが28年度、その時の報告書をもとに、課長レベルで議論してみたところ、全部適用（上下水道統合）を採用し、水道課との窓口一本化と災害等緊急時の体制強化ができるなら、先延ばしにせずじっくり準備してやればいいという話になりました。

どちらも間違いではありません。

10年20年後の印西市のあるべき姿を考えると、住民サービスの向上や緊急時の体制強化、水道課の置かれている状況を考えると、全部適用（上下水道統合）がいいということで、庁内協議はまとまりました。

ここで、近隣市町村の状況を説明します。

四街道市は今年度から、全部適用で始まっております。

準備期間は26年度からなので3年間です。

船橋市は30年度から一部適用です。

準備期間は4年間です。

松戸市は30年度から一部適用です。

成田市は32年度から一部適用です。

白井市は32年度からで、適用範囲は未定ということですが、水道事業を持っているので、おそらく全部適用です。

八街市は32年度からで、適用範囲は未定です。

栄町は32年度からで、一部適用です。

佐倉市は26年度から、全部適用で導入済みです。

酒々井町も26年度から一部適用です。

鎌ヶ谷市は一部適用で32年度からです。

説明は以上となります。

会長（議長）：ただ今、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ありますか？

委員：平成27年度の検討会の資料に、今後の法適化に向けたスケジュールとありますが、これはまだ生きている案なのでしょうか？

事務局：はい、生きています。

委員：わかりました。

会長（議長）：それでは、以上もちまして、本日の議題を終了いたしましたので、会議の進行を事務局にお返ししたいと思います。
皆様ご協力ありがとうございました。

事務局：はい、どうも長いご審議お疲れ様でした。先ほども申しました通り、お手元のご意見票に5月31日（水）までにこちらまでお送り頂きたいと思っています。

次回審議会の開催日ですが、7月頃を予定しております。

詳しい日時が決定次第ご連絡したいと考えております。

で、次回は事務局より、導入に向けた基本方針を皆様にお示ししたいと思います。

導入方式（全部 or 一部）、導入時期等の意見を集約しまして、決定していきたいと思っています。

その他、何かご質問等はございますか？

ないようでしたら、以上をもちまして、平成29年度第1回印西市公共下水道事業運営審議会を終了します。

委員の皆様におかれましては、お疲れ様でございました。